

令和3年2月10日

まちづくり委員会資料

令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第15号

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 改正概要

資料2 川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 新旧対照表

参考資料2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
新旧対照表

まちづくり局

1 改正の概要

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下、「政令」という。）
の一部改正（令和2年10月2日公布、令和3年4月1日施行）
(2) 政令の一部改正（令和2年12月9日公布、令和3年10月1日施行）
(3) 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（以下、「規則」という。）で定める整備基準の見直し（令和3年度3月公布、令和3年10月1日施行予定）
上記の改正等にあわせて、川崎市福祉のまちづくり条例（以下、「条例」という。）の改正を行う。

2 政令改正の背景と主な改正内容

(1) 特別特定建築物に公立小学校等の追加（令和3年4月1日施行）

平成30年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とし、共生社会実現に向けた高齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備することを目標とした改正が行われた。

当該改正により、バリアフリー基準適合義務の対象拡大として、公立小学校等が特別特定建築物*に追加され、併せて公立小学校等に対する基準の読み替え規定が設けられた。

*特別特定建築物・・・官公庁の施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設等その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設

(2) 小規模の特別特定建築物における建築物移動等円滑化基準の見直し

（令和3年10月1日施行）

地方公共団体は、政令で定める建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の規模の引き下げ、又は当該基準に必要な事項を付加することができる」とされている。

現行の建築物移動等円滑化基準においては、2,000m²以上の大規模の建築物を想定して定めているため、国は、小規模の建築物に当てはめた場合に建築主等にとって過度に負担の生じるものとなる場合も考えられ、条例制定が進まない一因と考えている。

このため、地方公共団体がより柔軟に条例による規模の引き下げを行うことができるよう、500m²未満の小規模の特別特定建築物（以下、「条例対象小規模特別特定建築物」といふ。）について、政令により一部基準を定めるほか、それ以外の基準については、地方公共団体が規模等を勘案して条例で設定することとされた。

なお、本市においては、既に条例により学校、病院、老人ホーム等の特別特定建築物について、適合義務となる規模を引き下げている。

3 本市におけるバリアフリーに関する課題

本市においては、庁舎等の本市既存施設において、バリアフリー化の対応が遅れている部分があること、条例の基準が法の基準を完全に網羅していないため、基準がわかりにくくなっていること等の課題があることから、現行条例及び規則における課題や、法等の改正内容を踏まえ、公共的施設の整備基準に移動等円滑化経路に関する事項を追加する等、建築物に係る整備基準等について規則とあわせた改正を行う。

4 条例の改正内容

【改正条例第1条関係 令和3年4月1日施行】

(1) 建築物移動等円滑化に付加する事項に係る規定の適用の読み替え規定の整備

公立小学校等に対する建築物移動等円滑化基準に付加する事項に係る規定の適用について読み替えに係る規定の整備を行う。

【改正条例第2条関係 令和3年10月1日施行】

(2) 条例対象小規模特別特定建築物の基準に関する事項の追加

特別特定建築物については、政令で定める移動等円滑化基準に加え、条例による基準についても適合する必要がある。

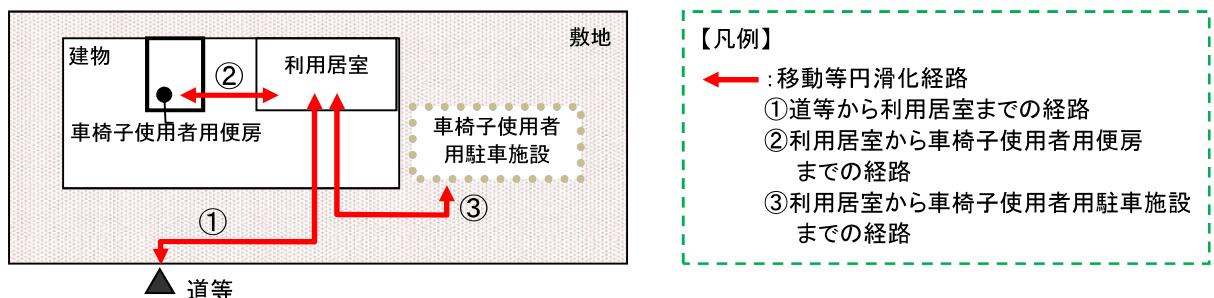
政令改正に伴い、条例対象小規模特別特定建築物については、階段、便所、駐車場等の規定の適用を受けないこととされたが、本市においては、現行の基準を維持するため、政令による適用を受けないこととなった基準を改めて条例で付加する。

現 行		⇒	改 正 後	
政令	移動等円滑化経路		政令	移動等円滑化経路
	階段、便所、駐車場等		条例	階段、便所等 (政令の基準に付加)
条例	階段、便所等 (政令の基準に付加)			

条例対象小規模特別特定建築物における移動等円滑化基準のイメージ

(3) 公共的施設の整備基準に移動等円滑化経路に関する事項を追加

条例で定める公共的施設の整備基準は、法による建築物移動等円滑化基準の内容を網羅しておらず分かりづらいものとなっているところ、これを解消してより分かりやすい基準とするため、整備基準の内容を見直すこととし、法及び政令に規定する移動等円滑化経路に関する事項を追加する。



(4) 国等における公共施設の手続に関する特例制度の廃止

現在、国や地方公共団体の建物については、新築時のみ事前の通知を求めていたが、府舎等の本市既存施設において、バリアフリー化の対応が遅れている部分があることから、既存公共施設のバリアフリー化推進への対応の一つとして、当該施設における増築、用途変更、大規模修繕等を行う場合においても、事前協議及び完了届の提出を義務付ける。

5 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、改正条例第2条の規定については同年10月1日から施行する。

改正後	改正前
○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号 (特別特定建築物に追加する特定建築物) 第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。 (1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。） (2) 共同住宅 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。） (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。） (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)	○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号 (特別特定建築物に追加する特定建築物) 第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。 (1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。） (2) 共同住宅 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。） (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。） (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)
第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。 (階段)	第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。 (階段)
第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。	第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。
2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。 (便所)	2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。 (便所)
第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (移動等円滑化経路)	第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (移動等円滑化経路)
第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては、140センチメートル以上とすること。	第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては、140センチメートル以上とすること。
2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。 (増築等に関する適用範囲)	2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。 (増築等に関する適用範囲)
第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所	第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

改正後	改正前
<p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p><u>(公立小学校等及び特定建築物に関する読み替え)</u></p>	<p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p><u>(特定建築物に関する読み替え)</u></p>
<p>第33条 <u>令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第26条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用について</u>では、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>	<p>第33条 <u>第26条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用について</u>では、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号 目次 第1章 総則（第1条～第6条） 第2章 福祉のまちづくりの基本方針等（第7条～第9条） 第3章 施設の整備 第1節 公共的施設の整備（第10条～第14条） 第2節 指定施設の整備（第15条～ <u>第21条</u> ） 第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備（ <u>第22条～第24条</u> ） 第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（ <u>第25条</u> ～第35条） 第5章 雜則（第36条） 附則 第3章 施設の整備 第1節 公共的施設の整備 (整備基準) 第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。 2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。 (1) 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項 (2) 敷地内の通路に関する事項 (3) 出入口に関する事項 (4) 廊下及び階段に関する事項 (5) エレベーターに関する事項 (6) 便所に関する事項 (7) 駐車場に関する事項 (8) 標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項 (9) 歩道及び公園の園路に関する事項 (10) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項 第2節 指定施設の整備 (事前協議) 第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。 (指導又は助言) 第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。 (工事完了の届出、完了検査等) 第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に關し市長の検査を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。 3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。 (勧告) 第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。 2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。 3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。	○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号 目次 第1章 総則（第1条～第6条） 第2章 福祉のまちづくりの基本方針等（第7条～第9条） 第3章 施設の整備 第1節 公共的施設の整備（第10条～第14条） 第2節 指定施設の整備（第15条～ <u>第22条</u> ） 第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備（ <u>第23条～第25条</u> ） 第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（ <u>第26条</u> ～第35条） 第5章 雜則（第36条） 附則 第3章 施設の整備 第1節 公共的施設の整備 (整備基準) 第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。 2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。 (新設) (新設) (1) 出入口に関する事項 (2) 廊下及び階段に関する事項 (3) エレベーターに関する事項 (4) 便所に関する事項 (5) 駐車場に関する事項 (6) 案内標示及び視覚障害者誘導施設に関する事項 (7) 歩道及び公園の園路に関する事項 (8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項 第2節 指定施設の整備 (事前協議) 第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。 (指導又は助言) 第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。 (工事完了の届出、完了検査等) 第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に關し市長の検査を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。 3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。 (勧告) 第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。 2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。 3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。

改正後	改正前
(公表) 第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるなければならない。 (適合状況の報告等) 第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの（以下「既存指定施設」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることがきる。 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。 (立入調査) 第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること（以下「立入調査」という。）ができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	(公表) 第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるなければならない。 (適合状況の報告等) 第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの（以下「既存指定施設」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることがきる。 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。 (立入調査) 第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること（以下「立入調査」という。）ができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
<u>(削除)</u>	<u>(国等に関する特例)</u> 第22条 この節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）に対しては、適用しない。ただし、国等が、指定施設の新築をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に通知しなければならない。
第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備 (公共車両等の整備) 第22条 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの（以下「公共車両等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。 (公共的工作物の整備) 第23条 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物（以下「公共的工作物」という。）を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。 (住宅の整備) 第24条 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。 2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。	第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備 (公共車両等の整備) 第23条 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの（以下「公共車両等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。 (公共的工作物の整備) 第24条 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物（以下「公共的工作物」という。）を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。 (住宅の整備) 第25条 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。 2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。
第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項 (特別特定建築物に追加する特定建築物) 第25条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。 (1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。） (2) 共同住宅 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。） (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。） (特別特定建築物等の新築の規模) 第26条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等（特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。）（応急仮設建築物等を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)	第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項 (特別特定建築物に追加する特定建築物) 第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。 (1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。） (2) 共同住宅 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。） (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。） (特別特定建築物等の新築の規模) 第27条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等（特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。）（応急仮設建築物等を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

改正後	改正前
<p>第27条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項（次項に規定する条例対象小規模特別特定建築物（令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。）に係るものと除く。）は、次条から第32条までに定めるところによる。</p> <p>2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。</p> <p>（階段）</p> <p>第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。 <p>2 前第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。（便所）</p> <p>第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 <p>（移動等円滑化経路）</p> <p>第30条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては、140センチメートル以上とすること。 <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。（増築等に関する適用範囲）</p> <p>第31条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該増築等に係る部分 (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条及び第33条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 	<p>第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>（階段）</p> <p>第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。 <p>2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。（便所）</p> <p>第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 <p>（移動等円滑化経路）</p> <p>第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。 (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては、140センチメートル以上とすること。 <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。（増築等に関する適用範囲）</p> <p>第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該増築等に係る部分 (2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

改正後	改正前																												
<p>ーター及び敷地内の通路 (公立小学校等及び特定建築物に関する読み替え)</p> <p>第32条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第28条第1項、第29条及び前条の規定(条例対象小規模特別特定建築物にあっては、同条の規定を除く。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p><u>(建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)</u></p> <p>第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条(第6号を除く。)の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第16条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第17条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第18条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第20条第1項及び第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令第21条の規定を準用する。この場合において、令第18条第1項中「次に」とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項中「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第34条 第25条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>ーター及び敷地内の通路 (公立小学校等及び特定建築物に関する読み替え)</p> <p>第33条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第26条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第34条 第26条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。</p>																												
<p>第5章 雜則</p> <p>(委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表 (第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特別特定建築物等</th> <th style="text-align: center;">建築の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; text-align: center;">床面積の合計 2,000平方メートル未満</td> </tr> <tr> <td>病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</td> </tr> <tr> <td>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> </tr> <tr> <td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</td> </tr> <tr> <td>診療所（患者の入院施設がないものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂</td> </tr> <tr> <td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> </tr> </tbody> </table>	特別特定建築物等	建築の規模	学校	床面積の合計 2,000平方メートル未満	病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	博物館、美術館又は図書館	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	集会場又は公会堂	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	公衆浴場	<p>第5章 雜則</p> <p>(委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表 (第27条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特別特定建築物等</th> <th style="text-align: center;">建築の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; text-align: center;">床面積の合計 2,000平方メートル未満</td> </tr> <tr> <td>病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</td> </tr> <tr> <td>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> </tr> <tr> <td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</td> </tr> <tr> <td>診療所（患者の入院施設がないものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂</td> </tr> <tr> <td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> </tr> </tbody> </table>	特別特定建築物等	建築の規模	学校	床面積の合計 2,000平方メートル未満	病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	博物館、美術館又は図書館	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	集会場又は公会堂	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	公衆浴場
特別特定建築物等	建築の規模																												
学校	床面積の合計 2,000平方メートル未満																												
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）																													
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署																													
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの																													
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの																													
博物館、美術館又は図書館																													
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの																													
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）																													
集会場又は公会堂																													
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗																													
公衆浴場																													
特別特定建築物等	建築の規模																												
学校	床面積の合計 2,000平方メートル未満																												
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）																													
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署																													
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの																													
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの																													
博物館、美術館又は図書館																													
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの																													
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）																													
集会場又は公会堂																													
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗																													
公衆浴場																													

改正後		改正前	
飲食店		飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000平方メートル以上	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000平方メートル以上
展示場		展示場	
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場		体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正 新旧対照表（改正部分のみ抜粋）
(令和2年10月2日政令第302号)

新	旧
(特別特定建築物)	(特別特定建築物)
第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。	第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
一 小中学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校	一 特別支援学校
二 病院又は診療所	二 病院又は診療所
三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四 集会場又は公会堂	四 集会場又は公会堂
五 展示場	五 展示場
六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七 ホテル又は旅館	七 ホテル又は旅館
八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場	十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
十二 博物館、美術館又は図書館	十二 博物館、美術館又は図書館
十三 公衆浴場	十三 公衆浴場
十四 飲食店	十四 飲食店
十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
十八 公衆便所	十八 公衆便所
十九 公共用歩廊	十九 公共用歩廊
<u>（公立小学校等に関する読み替え）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第二十三条 公立小学校等についての第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定（次条において「読み替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。</u>	<u>（条例で定める特定建築物に関する読み替え）</u>
<u>（条例で定める特定建築物に関する読み替え）</u>	<u>（条例で定める特定建築物に関する読み替え）</u>
<u>第二十四条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読み替え対象規定の適用については、読み替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十二条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。</u>	<u>第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。</u>

新	旧
(建築物移動等円滑化基準)	(建築物移動等円滑化基準)
第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十四条までに定めるところによる。	第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十四条までに定めるところによる。
2. 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特別特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。	(新設)
(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)	(新設)
第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十二条の規定によるほか、」とあるのは「第十二条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては、九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号二(1)中「段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか、」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。	
2. 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む、以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。	
3. 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者がりようし、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。	
一 公立小学校等	
二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物	